

## 別 紙

### 波佐見町行政視察受入に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、波佐見町（以下「町」という。）において、行政視察（以下「視察」という。）を受け入れ、町が保有する行政情報を提供する際の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事務分担)

第2条 視察の受付に関する事務及び視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

#### (申請)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、行政視察申請書（様式第1号）を担当課に提出するものとする。

#### (決定及び通知)

第4条 所管課は、前条の規定による申請を受けたときは、受入れの可否について、行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知する。

2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

#### (視察費の徴収)

第5条 町は、視察にかかる資料代等に係る経費（以下「視察費」という。）を別表のとおり徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合の費用については、視察者が別に負担するものとする。

2 視察費は、町が指定する方法により前納する。ただし、特別な事情があるときと認めるときは、この限りではない。

3 前項にかかる費用については、視察者の負担とする。

4 第2項の規定により、前納した視察費は、原則これを還付し

ない。

(免除)

第6条 次に掲げる団体等が視察者の場合は、視察費を免除することができる。

- (1) 国又は県の機関、国又は県の公選職等
- (2) 長崎県内の市町
- (3) その他免除が適用と認められる団体又は個人

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

人 数	視 察 費
1人から5人まで	3,000円
6人から10人まで	10,000円
10人を超え1人毎に	1,000円

波佐見町行政視察申請書

団 体 名	都道府県	市区町村

希望日時	第1希望		希望時間	
	第2希望		希望時間	
視察内容	【視察目的】具体的に記入してください。 ※別紙可			
	【質問事項】※別紙可			
視察予定者	計	名	【視察者の内訳】	
担当者・連絡先	氏名			
	所属(行政機関のみ)			
	電話 ( F A X )		( )	
	E - m a i l			
利用交通機関	<input type="checkbox"/> 自動車(公用車含) <input type="checkbox"/> 借上バス (大型・中型・マイクロ) <input type="checkbox"/> 路線バス <input type="checkbox"/> その他 ( )			
その他 (要望事項等)				

波佐見町記入欄 ※申請者は記入しないでください。

受入可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 (理由: )			
日時等	視察受入日	年	月	日
			受入時間	
所管課 (担当班)				
視察場所 (会場)				
視察費用	<input type="checkbox"/> 必要		円	<input type="checkbox"/> 免除
備 考				

様

波佐見町長

行政視察決定通知書

年 月 日付けで申請があった行政視察については、下記内容で受入れ（可・否）  
としますので、通知します。

記

1 受入日時

年 日 日 時 分 から 時 分 まで

2 視察場所（会場）

3 所管課（所管班）

4 視察費

金額	円
摘要	

5 視察費の納入について

6 その他

7 受入ができない理由（※受入ができない場合のみ記載）